

学校感染症罹患報告書

- ※1 必ず保護者の方が黒のボールペンで記入し、登校の際に担任に提出してください。
- ※2 疾患名がわかる検査結果や薬の説明書、病院の証明書などのコピーを裏面に貼付してください。
- ※3 第1種感染症及び第2種第3種感染症の一部においては、別紙「学校感染症治癒証明書」の提出が必要です。
医療機関によっては、発行に料金がかかる場合があります。
- ※4 出席停止期間については、主治医の指示に従ってください。

奈良学園中学校高等学校

どちらかに○をつける

中	・	高	年	組	番	氏名
---	---	---	---	---	---	----

保護者署名

診断名							
発症日	年	月	日	インフルエンザの場合 解熱した日	年	月	日
受診日	年	月	日	新型コロナウイルス感染症の場合 症状が軽快した日	年	月	日
欠席期間	年	月	日	～	年	月	日
医療機関名							

学校感染症と出席停止期間(学校保健安全法施行規則による)

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで ※治癒証明書が必要です。
第2種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※治癒証明書が必要です。
髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(ノロウイルス等)、その他)	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※治癒証明書が必要です。

***添付書類貼付欄**

〈疾患名のわかる検査結果や薬の説明書のコピー、病院の証明書、医師の説明書き(メモで可)など〉